

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日は、
翌日翌日)

目次
◇告 示 建設工事の指名競争入札に参加する者に必要な資格等

告 示

鳥取県告示第五十三号

昭和四十七年度において県が発注する建設工事（建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二条第一項に規定する建設工事をいう。以下同じ。）の指名競争入札に参加する者に必要な資格及び資格審査の手続等について、次のとおり定めたので告示する。

昭和四十六年十二月二十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 指名競争入札に参加する者に必要な資格

指名競争入札に参加する者に必要な資格は、次に掲げる要素を総合勘案して行なつた審査の結果に基づき、工事の種類に応じて必要な等級に区分し、これを発注の標準とする請負工事金額に対応させて定めた資格とする。

(1) 審査基準日（昭和四十七年一月一日をいう。以下同じ。）の直前一

年の（以下「直前二年」という。）各事業年度における建設工事の種類別年間平均完成工事高

(2) 経営規模

(一) 審査基準日の直前の事業年度の決算（以下「直前決算」という。）における自己資本額（法人にあつては資本金額（出資総額を含む。）に準備金、積立金及び繰越金の額を加えた額を、個人にあつては次年度繰越純資本金の額をいう。以下「自己資本額」という。）

(二) 審査基準日の前日における建設業に従事する職員の数

(三) 直前決算における機械及び装置、船舶、車両運搬具並びに工具、器具及び備品の価額の合計額

(3) 経営比率

(一) 直前決算における流動比率（流動資産の額を流動負債の額で除して得た数値を百分比で表わしたものをいう。）

(二) 直前決算における自己資本固定比率（自己資本額を固定資産の額で除して得た数値を百分比で表わしたものをいう。）

(三) 審査基準日の直前一年（以下「直前一年」という。）における自己資本回転率（直前一年の各事業年度における完成工事高の合計額（以下「年間完成工事高」という。）を自己資本額で除して得た数値をいう。）

(四) 直前一年における完成工事高純利益率（直前一年の各事業年度における純利益の合計額を年間完成工事高で除して得た数値を百分比で表わしたものをいう。）

(五) 審査基準日の前日までの建設業の営業年数

(4) 工事種類ごとの工事成績、工事施工状況その他の経営の規模又は状

二 資格審査の手続

況を表わす要素で、前各号に掲げる要素によつては把握しがたいもの
 指名競争入札に参加する者に必要な資格の審査を受けようとする者
 は、建設工事入札参加資格審査申請書(様式第一号)に次に掲げる書
 類を添えて、県内に主たる営業所を有する建設業者にあつては一月末
 日までに、県外に主たる営業所を有する建設業者にあつては三月末日
 までに知事に提出しなければならない。

(1) 県内に主たる営業所を有する建設業者

- (一) 営業の沿革(様式第二号)
- (二) 営業所一覽表(様式第三号)
- (三) 直前二年の各事業年度における工事施工金額(様式第四号)
- (四) 工事経歴書(様式第五号)
- (五) 使用人数(様式第六号)
- (六) 職員調書(様式第七号)
- (七) 営業用機械器具調書(様式第八号)
- (八) 法人にあつては直前一年の各事業年度の貸借対照表、損益計算書、完成工事原価報告書及び利益処分計算書又は損失処理計算書、個人にあつては営業用純資本額に関する調書、収支計算書及び完成工事原価報告書
- (九) 昭和四十七年度建設工事指名競争入札参加資格申請書提出前一年における納税義務の発生した国税(法人税又は所得税に限る。)及び鳥取県の県税(事業税又は自動車税に限る。)の納税証明書
- (十) 個人にあつてはその者、法人にあつては代表者が禁治産者及び準禁治産者並びに破産者で復権を得ない者でないことを確認できる書

面

- (一) 労働福祉の状況及び労働災害発生状況(様式第九号)
- (二) 建設業法施行規則(昭和二十四年建設省令第十四号)第二十一条に規定する経営事項審査申請書(経営に関する事項の審査の結果を希望する者にあつては、二部)
- (三) 使用印鑑届(様式第十号)
- (四) 印鑑証明

(2) 県外に主たる営業所を有する建設業者

- (一) 建設業者登録証明書
- (二) 代表者身元証明書
- (三) 登記簿謄本
- (四) 営業所一覽表
- (五) 工事経歴書(様式第十一号)
- (六) 建設業法施行規則第二十一条の規定により建設大臣又は知事に提出した経営事項審査申請書の写し
- (七) 建設工事入札参加資格審査申請書提出前一年における納税義務の発生した国税(法人税又は所得税に限る。)の納税証明書
- (八) 主要取引金融機関名(様式第十二号)
- (九) 使用印鑑届
- (十) 印鑑証明

三 資格の有効期間

一による資格は、昭和四十七年度限りとする。ただし、昭和四十八年度の指名競争入札の参加者の資格が決定されるまでの間は、引き続き効力を有するものとする。

様式第1号

受付番号

建設工事入札参加資格審査申請書

年 月 日

殿

建設大臣 登録 () 第 号
 知 事 登録番号

登録年月日 年 月 日

住 所 電話番号

商号又は名称

表 代 者



今般貴県所管に係る建設工事の入札に参加したいので、別冊指定の書類を添えて入札参加資格の審査を申請します。なお、この建設工事入札参加資格審査申請書及び添付書類のすべての記載事項は、事実と相違ないことを誓約します。

様式第2号

営 業 の 沿 革

創 業		年 月 日
創 業 後 の 沿 革	創	年 月 日
		年 月 日
		年 月 日
		年 月 日
		年 月 日
		年 月 日
		年 月 日
最 初 に 登 録 を 受 け た 年 月 日		年 月 日

記 載 要 領

「創業後の沿革」の欄には、組織の変更、合併、分割、営業の休止、営業の再開、商号若しくは名称の変更又は資本金額の変更を記載すること。

様式第3号

営 業 所 一 覧 表

名 称		代 表 者		所 住 地		電 話 番 号
(主たる営業所)						
(その他の営業所)						
計	箇所					

記 載 要 領

「営業所」の欄には、本店又は支店若しくは常時建設工事の請負契約を締結する事務所を記載すること。

様式第4号

直前2年の各事業年度における工事施工金額

事業年度	注文者の区分	主として請け負う建設工事の施工金額						その他の工事の施工金額	合計
		官公庁 工事	民間 工事	計	官公庁 工事	民間 工事	計		
第 期 年 月 日から 年 月 日まで	官公庁 民間 計								
第 期 年 月 日から 年 月 日まで	官公庁 民間 計								
第 期 年 月 日から 年 月 日まで	官公庁 民間 計								

記載要領

- 1 この表は、完成工事の請負代金の額を記載すること。
- 2 下請工事については「注文者の区分」の欄は、民間に該当するものとして記載すること。
- 3 「主として請け負う建設工事の施工金額」の欄は、主として請け負う建設工事の種類ごとに区分して記載すること。

様式第5号

工 事 経 歴 書

(建設工事の種類)

工事

番 号	工 事 名	元請又 は下請 の区別	注 文 者	請負代金の額	工 事 原 価				工 事 差 益	着 工 年 月 完 成 年 月
					材 料 費	労 務 費	外 注 費	経 費		
1										
2										
3										
4										
前前期決算における完成工事高										
1				()						
2										
3										
4										
直前決算における完成工事高										
				()						
合				()						

記 載 要 領

- 1 この表は、「直前2年の各事業年度における工事施工金額」(様式第4号)に記載した工事の種類ごとに、別業として作成すること。
- 2 この表は、直前2年において完成したすべての工事について記載すること。
- 3 下請工事については、「注文者」の欄には、直接注文した元請者を記載し、「工事名」の欄には、下請工事の名称を記載すること。
- 4 「請負代金の額」の欄の小計又は合計欄の()内には、当該完成工事高に含まれる下請施工した金額を再掲すること。

使用人数数

職別人数	分学科区分 学校又は高等 大専門学 高等学 卒 の 他 計	技 術 関 係		機 械 保 護		電 気 工 学		そ の 他		事 務 関 係 員 数	合 計
		土 木 工 学	建 築 学	機 械 工 学	電 気 工 学	そ の 他	熱 絶 縁 工 事	電 気 通 信 工 事	フ ロ ッ ク 工 事		
大工工事			れんが工事		とび工事						
左官工事			鉄骨工事		ガラス工事						
土工工事			鉄筋工事		塗装工事						
石工事			ほ装工事		防水工事						
屋根工事			コンクリート工事		タイル工事						
電気配線工事			しゅんせつ工事		壁紙工事						
管工事			板金工事		機器工事						
建設機械による施工に關し3年以上実務の経験を有する職員及び常用労務者の人数											
常用											
用											
者											
数											
人											

記載要領

- 職員は、雇用期間を特に限定することなく雇用された者で、労務者以外のものとすること。
- 「大学又は高等専門学校卒」には、旧大学令による大学卒、旧専門学校令による専門学校卒及び旧高等学校令による高等学校卒を含め、「高等学校卒」には、旧中等学校令による中等学校卒を含めること。
- 「土木工学」には、農業土木、緑地又は造園に関する学科を含めること。
- 建設業法第5条第1項各号の一又は同条第2項各号の二に該当する職員があるときは、その数を「職員」の欄の該当欄の()に再掲すること。
- 常用労務者は、直屬する労務者のうち、雇用期間を特に限定することなく又は1年以上の雇用期間を定めて雇用された者とすること。
- 「建設機械による施工に關し3年以上実務の経験を有する職員及び常用労務者の人数」の欄には「営業用機械器具」の記載要領1の表中1、2、6、7、9、11、12、21、22、37、38、39、42、43又は44に掲げる建設機械による施工に關し3年以上実務の経験を有する職員及び常用労務者の人数を記載すること。

00710

様式第7号

職 員 調 書

技 術 者

番号	職 種	氏 名	年 令	現 住 所	最終卒業学校名	法令による 免 許 等	実 務 経 歴	実務経験 年 数	備 考
1									
2									
3									
計		人							

記 載 要 領

- この表には、「使用人数」で記載した技術関係職員のほか、代表者若しくは常勤の役員で技術者を兼務している者について記載することとし、このうち「使用人数」の記載要領4に該当する技術者については番号を○で囲むこと。
- 「職種」欄の記入は建設業法に規定する建設工事の種類によるものとする。
- 「法令による免許等」欄には、建設工事に関し法律又は命令による免許又は技術若しくは技能の認定を受けた旨を記載すること(例1級建築士等)。
- 「実務経歴」欄には、主として従事した実務の内容を土木工事(道路、河川、舗装工事等)、建築工事(大工、左官工事等)等に大別して記載すること。
- 「実務経験年数」は、建設工事に関し有する実務経験の総年数とする。
- 役員が技術者を兼務している場合は、備考欄に如何兼務と記載すること。

役員及び事務その他職員

番号	役職名	常勤、非常勤の別	氏 名	年 令	現 住 所	最終卒業学校名	備 考
1							
2							
3							
計			人				

記載要領

1 記載は、次の配列の順及び単位によることと、当該番号を付記すること。

番号	名	称	単位	番号	名	称	単位	番号	名	称	単位
1	万能掘削機		台	17	ボーリング・マシン(さく井機等を含む。)		台	37	アスファルト・フェイストリビューター		台
2	バケツト掘削機		台	18	さく岩機		丁	38	コンクリート・フェイスツヤ		台
3	ルーター		台	19	ジャンボ		台	39	コンクリート・スプレッター		台
4	パイル・ドライパー		台	20	ワゴン・ドリリ		台	40	フェイスツング・スクリッド		丁
5	グラウト・ポンプ		台	21	モーター・グライダー		台	41	ダイヤモンド・コンクリート・カッター		台
6	ブルドーザー(トラクター、トラクター クレーン、トラクター・ショベル等を含 む。)		台	22	動力ローラー		台	42	スタビライザー		台
7	モーター・スクレーパー		台	23	被けん引式ローラー		台	43	しゆんせつ船		隻
8	スクレーパー		台	24	ランナー(コンパクターを含む)		台	44	起重機船(くい打ち船を含む。)		隻
9	積込機		台	25	ドライズ・イット		個	45	空気圧縮機		台
10	コンベヤー		台	26	クラツツヤ		台	46	動力ポンプ		台
11	機関車		台	27	バツツヤ		基	47	オースター		丁
12	トラツク類(クレーン・トラツク、ダンプ カー、トランシット・ミキサー、レッ カー等を含む。)		台	28	コンクリート・タワ		基	48	製材木工機械		台
13	自動三輪車		台	29	コンクリート・ミキサー		台	49	金属工作機械		台
14	起重機類(固定型)		基	30	コンクリート・ポンプ		台	50	溶接機		台
15	起重機類(移動型)		基	31	コンクリート・プレッサー		台	51	原動機		台
16	動力ウインチ		台	32	セメント・ガン		台	52	変圧器		台
				33	バイブレーター		台				
				34	アスファルト・フェイスツヤ		台				
				35	アスファルト・ブランチ		基				
				36	アスファルト・スプレッサー		台				

2 上掲の機械器具以外のものを所有しているときは、適宜53以下の番号を付記して記載すること。
3 上掲の機械器具等の中で種類、性能等の違うものについては、当該番号の次に小番号を()書きとして記載すること。

労働福祉の状況及び労働災害発生状況

労働福祉の状況

建設業退職金共済組合員である場合	期間を定めて雇用している者の数	加入済人員 手帳交付済人員 証紙購入金額	人 人 円
中小企業退職金共済事業団と共済契約を締結している場合	契約番号	契約成立年月日	第 年 月 日
上記のいずれにも加入していない場合その理由			

労働災害発生状況

区分	(イ)	(ロ)	(ハ)
	労災保険料 千円	災害発生件数	災害発生率 $\frac{(ロ)}{(イ)} \times 10,000$
年度			
昭和44年度			
昭和45年度			
昭和46年度			

記載要領

- 1 期間を定めて雇用している者とは、一週間又は一箇月等一定の期間を定めて雇う者及び日雇労働者等をいう。
- 2 建設業退職金共済組合に加入している者は、その証明書を添付すること。
- 3 労働災害発生状況は、所轄の労働基準監督署長に報告した報告書に基づいて記載し、労働基準監督署長の報告書の提出済の証明書を添付すること。

様式第10号

使 用 印 鑑 届

使用印

実 印

上記の印鑑は、入札見積に参加し、契約の締結並びに代金の請求及び受領のために
使用したいからお届けします。

年 月 日

住 所

商号又は名称

代 表 者

様式第12号

主要取引金融機関名

政府関係金融機関	普通銀行 長期信用銀行	相互銀行 相工組合 信用金庫・信用協同組合	その他金融機関

記載要領

- 1 「政府関係金融機関」の欄には、国民金融公庫、住宅金融公庫、中小企業金融公庫、日本輸出入銀行又は日本開発銀行について記載すること。
- 2 各金融機関とも、本所、本社、本店、支所、支社、支店、営業所、出張所等の区別まで記載すること(例○○銀行○○支店)。